

警察署の副署長等に行わせることができる専決事務の基準について（例規）

〔最終改正 令和6.4.1 例規刑企第9号〕
警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察事務専決規程（昭和34年京都府警察本部訓令第1号。以下「専決規程」という。）第6条第3項の規定により、警察署の副署長又は課長に行わせることができる専決事務の基準（別表）を定め、昭和36年10月1日から実施することとしたから、警察署長は、副署長又は課長（以下「副署長等」という。）に行わせることができる専決事務を定めて、事務の合理化、能率化を図られたい。

なお、副署長等に専決させるか、させないかは警察署長が決定するものであり、また、副署長等に専決させることができる事務の基準に掲げる事項であつても、異例に属するもの及び疑義のあるものについては、専決規程第7条の規定により処理されたい。

別表

副署長又は課長に専決させることができる事務

専決させることができる事務		専 決 者	
事 務 内 容		副署長	主務課長
共通	(1) 所属職員の軽易な復命の処理		○
	(2) 軽易な照会、回答、報告、副申、上申、申請、手配等の処理		○
	(3) 他官公署間の軽易な通報及び連絡		○
	(4) 所属職員からの軽易な願届の処理		○
	(5) 民衆からの軽易な願届の処理		○
	(6) 警察証明のうち奥書による証明とするものの発行（自動車保管場所証明及び特例証明を除く。）	○	
	(7) 当直に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第10号）第11条に規定する当直日誌による報告の受理	○	
文書管理	(1) 公印の管理に関する訓令（昭和41年京都府警察本部訓令第5号）第11条第2項の規定による電子印の使用の廃止の報告		○
	(2) 公印の管理に関する訓令第13条第1項の規定による廃止又は取り替えた公印の返納		○
	(3) 京都府警察文書規程（平成13年京都府警察本部訓令第29号）第55条の規定による文書の原議の引継ぎ	○	
広報応接	(1) 音楽隊に関する訓令（昭和40年京都府警察本部訓令第9号）第5条の規定による音楽隊の派遣要請		○
	(2) カラーガード隊の運用に関する要綱の制定について（平成7.7.31：7京広第206号）の例規通達4の(1)の規定によるカラーガード隊の派遣要請		○
	(3) 警察安全相談員の運用について（平成13.3.30：例規生企第15号）の例規通達14の(1)の規定による警察安全相談員の取扱事項に係る報告の受理	○	
	(4) 警察安全相談員の運用についての例規通達14の(2)の規定による毎月の活動状況に係る報告		○
会計	(1) 刑務所費償還金の請求要領について（平成21.12.25：例規会第32号）の例規通達1の規定による刑務所費償還金請求に係る報告書の提出		○
	(2) 警察が行う児童の一時保護に係る経費の請求要領について（平成22.6.22：例規会・少第26号）の例規通達4の(1)のアの規定による児童一時保護経費の支出に係る報告書の提出		○
遺失物等	(1) 遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項（ただし書を除く。）及び第13条第1項（ただし書を除く。）の規定による物件の受理		○
	(2) 遺失物法第9条第1項又は第2項（同法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による物件の売却		○
	(3) 遺失物法第10条（同法第13条第2項において準用する場合を含		○

	む。)の規定による物件の処分		
	(4) 遺失物法第11条第1項の規定による物件の返還		○
	(5) 遺失物法第12条の規定による公務所又は公私の団体に対する照会		○
	(6) 遺失物法第37条第1項の規定により京都府及び国に帰属した物件の処理		○
	(7) 遺失物法第37条第2項の規定による物件の廃棄		○
	(8) 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「遺失規則」という。）第5条第1項の規定による遺失届出書の受理		○
	(9) 遺失規則第18条第1項の規定による遺失者への通知		○
	(10) 遺失規則第18条第2項の規定による拾得者又は施設占有者への通知		○
	(11) 遺失規則第20条第3項の規定による提出物件の引渡し		○
	(12) 遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第33号）第17条第1項第5号の規定による物件の保管の依頼		○
警察 装 備	(1) 警察官等の支給品及び貸与品に関する事務取扱いについて（昭和36. 1. 13：6京務第27号）の例規通達（以下「支給品例規」という。）3の規定による給貸与品の返納		○
	(2) 支給品例規6の(2)のアの規定による回収した制服等の送付		○
	(3) 警備装備品管理要綱の制定について（昭和50. 12. 15：50京装第717号、50京会第649号、50京備第747号）の例規通達（以下「警備装備品通達」という。）第16条第1項の規定による個人装備品の貸与		○
	(4) 警備装備品通達第17条第2項の規定による部隊装備品の貸出し		○
	(5) 警備装備品通達第19条第2項の規定による定期点検及び手入れ		○
	(6) 警備装備品通達第24条第1項の規定による部分品の請求		○
	(7) 警備装備品通達第24条第2項の規定による修理の依頼		○
留 置 管 理	(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第200条第2項前段の規定による被留置者の定期健康診断		○
	(2) 刑事収容施設法第216条の規定による面会の許可		○
	(3) 刑事収容施設法第221条の規定による信書の発受の許可		○
	(4) 被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）第19条の規定による金品の保管		○
	(5) 被留置者の留置に関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第25号。以下「留置訓令」という。）第35条第1項前段の規定による通常護送の指揮		○
	(6) 留置訓令第36条第1項の規定による引き当たり捜査護送の指揮		○
	(7) 留置訓令第37条第6項の規定による委託留置に伴う通常護送又は引き当たり捜査護送の指揮		○

	(8) 留置訓令第38条第4項の規定による護送簿の処理		○
	(9) 留置訓令第92条第2項の規定による日刊新聞紙の記載内容の削除又は抹消		○
	(10) 留置訓令第94条第1項ただし書の規定による承諾書の受理及び閲覧の許可		○
	(11) 集中護送業務実施要綱の制定について（平成18. 6. 30：例規留第30号）の例規通達第2の3の規定による集中護送の委託		○
人事・ 服 務	(1) 係長以下の職員の遅刻、早退及び休暇・旅行（2日以内のものに限る。）の届出の受理又は承認	○	
	(2) 警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。）第7条の規定による週休日の振替又は勤務時間の割り振り	○	
	(3) 勤務訓令第10条第1項前段の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令	○	
	(4) 勤務訓令第10条の2第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定	○	
	(5) 勤務訓令第12条第1項の規定による休日の代休日の指定	○	
	(6) 一般職員の昇任候補者の選抜に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第10号）第4条において準用する警察官の昇任制度に関する訓令（平成3年京都府警察本部訓令第16号。以下「昇任制度訓令」という。）第14条の規定による昇任試験受験者名簿の作成及び提出	○	
	(7) 昇任制度訓令第10条の規定による選抜昇任対象資格者名簿の作成及び提出	○	
	(8) 昇任制度訓令第14条の規定による昇任試験受験者名簿の作成及び提出	○	
	(9) 昇任制度訓令第23条の規定による選考昇任対象資格者名簿の作成及び提出	○	
	(10) 警察職員の名札の着用等について（平成13. 5. 18：例規務・装第24号）の例規通達4の規定による名札の交付申請等の処理		○
	(11) 一般職員の身分証明書に関する要綱の制定について（平成19. 3. 27：例規務第9号）の例規通達第3の規定による発給手続	○	
	(12) 一般職員の身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第4の規定による返納手続	○	
	(13) 一般職員の身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第5の規定による再発給手続	○	
	(14) 非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定について（平成19. 3. 27：例規務第10号）の例規通達第4の規定による発給手続	○	
	(15) 非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第5の規定による返納手続	○	
	(16) 非常勤職員身分証明書に関する要綱の制定についての例規通達第6の規定による再発給手続	○	
給	(1) 特殊勤務手当の支給について（昭和49. 1. 30：9京務第57号		○

与) の例規通達 6 の規定による受給対象人員の報告		
	(2) 休日勤務手当の支給を受ける基礎配分対象職員に関する報告要領について（平成19. 3. 19：例規務第6号）の例規通達3の規定による報告		○
被害者支援	(1) 犯罪被害者等に対するカウンセリング制度の運用について（平成25. 3. 8：例規務第6号）の例規通達3の(1)の規定による心理カウンセラーの派遣要請		○
	(2) 犯罪被害者等の支援に伴う地方公共団体からの照会対応要領について（平成25. 3. 8：例規務第7号）の例規通達3の(3)の規定による被害届の受理、捜査、相談の受理等に係る回答	○	
福利厚生	(1) 警察職員待機宿舎の運用に関する訓令（昭和37年京都府警察本部訓令第12号。以下「待機宿舎訓令」という。）第4条第1項の規定による待機宿舎入居申込書に係る確認		○
	(2) 待機宿舎訓令第4条第3項の規定による待機宿舎入居請書に係る確認		○
	(3) 待機宿舎訓令第9条の規定による待機宿舎退去届に係る確認		○
	(4) 待機宿舎訓令第13条第1項の規定による駐車場使用申込書に係る確認		○
	(5) 待機宿舎訓令第13条第3項の規定による駐車場使用請書に係る確認		○
	(6) 待機宿舎訓令第14条の規定による駐車場返還届に係る確認		○
	(7) 京都府警察職員住宅管理規程（平成21年京都府警察本部訓令第5号。以下「職員住宅規程」という。）第5条第2項の規定による職員住宅入居申込書に係る調査及び提出		○
	(8) 職員住宅規程第9条の規定による職員住宅入居請書に係る確認		○
	(9) 職員住宅規程第12条第1項の規定による職員住宅退去届に係る確認		○
	(10) 職員住宅規程第17条第2項の規定による独身寮入寮申込書に係る調査及び提出		○
	(11) 職員住宅規程第20条の規定による独身寮入寮誓書に係る確認		○
	(12) 職員住宅規程第21条第3項の規定による独身寮転寮届に係る確認		○
	(13) 職員住宅規程第23条の規定による独身寮退寮届に係る確認		○
	(14) 職員住宅規程第33条の規定による駐車場使用申込書に係る確認		○
	(15) 職員住宅規程第35条の規定による駐車場使用請書に係る確認		○
	(16) 職員住宅規程第36条の規定による駐車場返還届に係る確認		○
警察教養	(1) 京都府警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年京都府警察本部訓令第8号）第9条の規定による逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定に係る推薦	○	
	(2) 京都府警察柔剣道段級審査規程（昭和30年京都府警察本部訓令第17号）第6条第2項の規定による柔道及び剣道の段級審査に係る推薦	○	

	(3) 京都府警察通訳人運用要綱の制定について（平成23. 8. 18：例規教第19号）の例規通達6の（1）のイの規定による指定通訳人の派遣の要請		○
	(4) 京都府警察通訳人運用要綱の制定についての例規通達6の（1）のカの規定による翻訳の要請		○
監察	自動車運転技能検定に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第4号）第10条第2項及び第3項の規定による自動車の運転技能の検定の申請	○	
保護	保護の手續、方法等に関する訓令（昭和35年京都府警察本部訓令第12号）第19条の規定による簡易裁判所への通知		○
古物営業	(1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第4項の規定による許可証の再交付申請書の受理及び再交付		○
	(2) 古物営業法第7条第1項、第2項又は第3項の規定による変更届出書の受理		○
	(3) 古物営業法第7条第5項の規定による許可証の書換申請書の受理及び書換え		○
	(4) 古物営業法第8条第1項又は第3項の規定による許可証の返納の受理		○
	(5) 古物営業法第10条第1項、第2項又は第3項の規定による競り売りの届出の受理		○
	(6) 古物営業法第10条の2第2項の規定による古物競りあっせん業に係る廃止又は変更の届出書の受理		○
	(7) 古物営業法第14条第1項ただし書又は第2項の規定による仮設店舗における営業の届出の受理		○
	(8) 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第3条第2項の規定による許可証の交付の申請の受理		○
	(9) 古物営業法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定による許可証の交付		○
	(10) 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第6条の規定による古物市場の変更後の規約の受理		○
	(11) 古物営業法施行規則第19条の9第2項の規定による古物競りあっせん業に係る業務実施方法の変更の届出書の受理		○
	(12) 古物営業法施行規則第19条の13第1項の規定による古物競りあっせん業に係る廃止又は変更の届出書の受理		○
	(13) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）附則第3条第4項の規定による主たる営業所等届出書の受理		○
	(14) 古物営業の事務取扱いに関する訓令（平成8年京都府警察本部訓令第12号。以下「古物訓令」という。）第17条の7第2項の規定による立入り及び調査実施後の報告の受理		○
	(15) 古物訓令第20条の2の規定による関係行政機関への照会		○
	(16) 古物訓令第21条の規定による月間の報告		○
	(17) 古物訓令第23条の規定による送致事件等の報告		○

質屋営業	(1) 質屋営業法（昭和25年法律第 158号）第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定による廃業、長期休業、死亡等の届出の受理		○
	(2) 質屋営業法施行規則第 9 条の規定による質物の保管設備の変更の届出の受理		○
	(3) 質屋営業法第 8 条第 2 項の規定による営業許可証の書換の申請の受理		○
	(4) 質屋営業法第 8 条第 3 項の規定による亡失又は盗難の届出の受理		○
	(5) 質屋営業法第 8 条第 4 項の規定による営業許可証の再交付の申請の受理		○
	(6) 質屋営業法第 9 条の規定による返納許可証の受理		○
	(7) 質屋営業の事務取扱いに関する訓令（平成 2 年京都府警察本部訓令第 2 号。以下「質屋訓令」という。）第20条第 2 項の規定による立入り及び調査実施後の報告の受理		○
	(8) 質屋訓令第23条の規定による関係行政機関への照会		○
	(9) 質屋訓令第24条の規定による月間の報告		○
	(10) 質屋訓令第26条の規定による送致事件等の報告		○
特定古物商等	特定古物商等に係る事務の取扱いに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第18号）第10条第 2 項の規定による立入検査実施結果の報告の受理		○
警備業	(1) 警備業法（昭和47年法律第 117号）第10条第 1 項の規定による廃止の届出書の受理		○
	(2) 警備業法第11条第 1 項の規定による変更の届出書の受理		○
	(3) 警備業法第11条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による変更の届出書の受理		○
	(4) 警備業法第12条第 1 項の規定による死亡等の届出の受理		○
	(5) 警備業法第12条第 2 項の規定による認定の取消し等の届出の受理		○
	(6) 警備業法第16条第 3 項において準用する同法第11条第 1 項の規定による服装の変更の届出書の受理		○
	(7) 警備業法第17条第 2 項において準用する同法第11条第 1 項の規定による護身用具の変更の届出書の受理		○
	(8) 警備業法第22条第 5 項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え		○
	(9) 警備業法第22条第 6 項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付		○
	(10) 警備業法第23条第 5 項において準用する同法第22条第 5 項の規定による合格証明書の書換え及び第22条第 6 項の規定による合		○

格証明書の再交付		
(11) 警備業法第41条の規定による廃止等の届出書の受理		○
(12) 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え及び第22条第6項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付		○
(13) 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「警備業規則」という。）第43条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え申請書の受理		○
(14) 警備業規則第43条第3項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請書の受理		○
(15) 警備業規則第44条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証の返納の受理		○
(16) 警備業規則第63条第1項において準用する警備業規則第42条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書の受理及び同条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付申請書の受理		○
(17) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第4条第1項の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「指導教育責任者講習」という。）の受講申込書の受理		○
(18) 講習規則第7条第2項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付		○
(19) 講習規則第12条第2項において準用する講習規則第7条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付		○
(20) 講習規則第13条において準用する講習規則第4条第1項の規定による機械警備業務管理者講習の受講申込書の受理		○
(21) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第9条第1項の規定による検定申請書の受理		○
(22) 検定等規則第10条の規定による受検票の交付		○
(23) 検定等規則第12条第1項の規定による成績証明書書換え申請書の受理及び成績証明書の書換え		○
(24) 検定等規則第12条第2項の規定による成績証明書再交付申請書の受理及び成績証明書の再交付		○
(25) 検定等規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書の受理		○
(26) 検定等規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書の受理		○
(27) 警備業の事務取扱いに関する訓令（昭和58年京都府警察本部訓令第10号。以下「警備業訓令」という。）第40条の規定による月間の報告		○
(28) 警備業訓令第48条第5項の規定による立入検査実施後の報告の受理		○

	(29) 警備業訓令第52条の規定による関係行政機関への照会		○
	(30) 警備業の事務取扱いに関する訓令の運用について（令和6.3.27：例規生企第5号。以下「警備業例規」という。）の例規通達8の(1)のアの規定による警備員による犯罪等の報告		○
	(31) 警備業例規8の(1)のイの規定による警備業者による犯罪の報告		○
探偵業	(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第2項の規定による廃止又は変更の届出書の受理		○
	(2) 探偵業の事務取扱いに関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第20号。以下「探偵業訓令」という。）第8条第4項の規定による立入検査実施後の報告の受理		○
	(3) 探偵業訓令第14条第1項の規定による月間の報告		○
インターネット異性紹介事業	(1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第7条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業に係る廃止又は変更の届出の受理		○
	(2) インターネット異性紹介事業の事務取扱いに関する訓令（平成20年京都府警察本部訓令第29号）第13条第1項の規定による月間の報告		○
	(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の解釈及び運用について（平成20.12.1：例規生企第36号）の例規通達第8の2の(6)の規定による前科照会		○
風俗営業等	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第5条第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付申請書の受理		○
	(2) 風営適正化法第5条第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付		○
	(3) 風営適正化法第7条第5項（風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受理		○
	(4) 風営適正化法第7条第5項（風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え		○
	(5) 風営適正化法第7条第6項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による返納許可証の受理		○
	(6) 風営適正化法第9条第3項（風営適正化法第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による構造及び設備の変更等の届出書の受理		○
	(7) 風営適正化法第9条第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受理		○
	(8) 風営適正化法第9条第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え		○
	(9) 風営適正化法第9条第5項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による構造及び設備の変更の届出		○

書の受理		
(10) 風営適正化法第10条第1項又は第3項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による返納許可証の受理		○
(11) 風営適正化法第10条の2第5項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付申請書の受理		○
(12) 風営適正化法第10条の2第5項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付		○
(13) 風営適正化法第10条の2第7項又は第9項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による返納認定証の受理		○
(14) 風営適正化法第27条第2項（風営適正化法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第31条の2第2項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定による廃止に係る事項の届出書の受理		○
(15) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第5項（風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受理		○
(16) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第5項（風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え		○
(17) 風営適正化法第33条第2項の規定による廃止届出書の受理		○
(18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営規則」という。）第17条（風営規則第22条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定による書換え申請書の受理		○
(19) 風営規則第20条第3項の規定による管理者証の受理		○
(20) 風営規則第20条第4項の規定による管理者証の交付		○
(21) 風営規則第40条第2項（風営規則第97条第3項において準用する場合を含む。）の規定による管理者講習を受講させることができない旨の理由書の受理		○
(22) 風営規則第45条（風営規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の届出確認書再交付申請書の受理		○
(23) 風営規則第45条（風営規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の届出確認書の再交付		○
(24) 風営規則第46条第1項又は第2項（風営規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の返納届出確認書の受理		○
(25) 風営規則第88条第3項の規定による特定遊興飲食店営業管理者証の受理		○
(26) 風営規則第88条第4項の規定による特定遊興飲食店営業管理		○

	者証の交付		
	(27) 風俗営業等の事務取扱いに関する訓令（昭和60年京都府警察本部訓令第5号。以下「風営訓令」という。）第75条第2項の規定による立入り実施後の報告の受理		○
	(28) 風営訓令第81条の規定による関係官公署への照会		○
	(29) 風営訓令第85条の規定による月間の報告		○
	(30) 風営訓令第86条の規定による送致事件等の報告		○
	(31) 京都府風俗案内所の規制に関する条例の事務取扱いに関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第19号。以下「案内所訓令」という。）第4条第1項の規定による身分証明書の交付依頼		○
	(32) 案内所訓令第4条第4項の規定による身分証明書の交付及び身分証明書受領書の返送		○
	(33) 案内所訓令第5条第2項の規定による身分証明書の返送		○
	(34) 案内所訓令第6条第2項の規定による立入調査実施後の報告の受理		○
銃砲刀剣類等	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者の届出の受理及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀規則」という。）第5条第2項の規定に基づく人命救助等に従事する者届出済証明書の交付		○
	(2) 銃刀法第3条第3項及び第3条の2第2項の規定による使用人の届出の受理並びに銃刀規則第6条第2項の規定による使用人届出済証明書の交付		○
	(3) 銃刀法第4条の4第1項の規定による確認		○
	(4) 銃刀法第4条の4第2項及び第3項並びに第9条の6第3項（銃刀法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による打刻の確認		○
	(5) 銃刀法第5条の3第3項（銃刀法第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃等講習会の講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請の受理及び書換え又は再交付		○
	(6) 銃刀法第7条第2項（銃刀法第9条の13第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証又は年少射撃資格認定証の書換え又は再交付申請の受理及び書換え又は再交付		○
	(7) 銃刀法第8条第2項（銃刀法第9条の15第2項において準用する場合を含む。）、第4項（銃刀法第9条の15第3項において準用する場合を含む。）及び第5項並びに第9条第3項の規定による許可証又は年少射撃資格認定証の返納の受理並びに銃刀法第8条第3項の規定による抹消申請の受理及び抹消		○
	(8) 銃刀法第9条の5第3項（銃刀法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定証返納の受理		○
	(9) 銃刀法第9条の6第2項（銃刀法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による備付け銃の届出及び変更届出		○

の受理		
(10) 銃刀法第13条の2の規定による照会		○
(11) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀令」という。）第21条第1項の規定による技能講習の通知		○
(12) 銃刀令第24条第2項の規定による許可期間の延長		○
(13) 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第13条の規定による記載事項変更届出の受理		○
(14) 銃刀規則第4条第2項の規定による記載事項変更届出の受理		○
(15) 銃刀規則第4条第3項の規定による届出済の証明		○
(16) 銃刀規則第4条第4項の規定による廃止届の受理		○
(17) 銃刀規則第6条第3項（銃刀規則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理及び使用人届出済証明書又は人命救助等に従事する者届出済証明書の書換え		○
(18) 銃刀規則第20条の規定による受講申込書の受理		○
(19) 銃刀規則第26条の規定による技能講習受講申込書の受理		○
(20) 銃刀規則第30条の規定による許可期間延長の許可申請の受理		○
(21) 銃刀規則第54条（銃刀規則第68条において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理		○
(22) 銃刀規則第58条第2項（銃刀規則第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出済の証明		○
(23) 銃刀規則第80条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の受理		○
(24) 銃刀規則第90条第2項の規定による記載事項変更届の受理		○
(25) 銃刀規則第90条第3項の規定による届出済の証明		○
(26) 銃刀規則第90条第4項の規定による廃止届の受理		○
(27) 銃刀規則第100条第2項の規定による記載事項変更届の受理		○
(28) 銃刀規則第100条第3項の規定による届出済の証明		○
(29) 銃刀規則第100条第4項の規定による廃止届の受理		○
(30) 銃刀規則第102条第3項（銃刀規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理		○
(31) 銃刀規則第102条第4項（銃刀規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出済の証明（記載事項の変更に係るものに限る。）		○
(32) 銃刀規則第102条第5項（銃刀規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による廃止届の受理		○
(33) 銃刀規則第117条の規定による台帳の登載及び整理		○
(34) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令（昭和57年京都府警察本部訓令第17号。以下「銃刀訓令」という		○

	。) 第42条第1項の規定による犯罪等認知時の報告		
	(35) 銃刀訓令第42条第2項の規定による月間の報告		○
	(36) 猟銃安全指導委員運用要領の制定について（平成22. 2. 8 : 例規生企第1号）の例規通達10の規定による猟銃安全指導委員の活動記録の保管及び報告		○
火薬類	(1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第19条の規定による運搬届の受理、運搬証明書の交付及び府下の運搬についての必要な指示		○
	(2) 火取法第19条第4項において準用する火取法第17条第7項の規定による運搬証明書の記載事項の変更届出の受理及び書換		○
	(3) 火取法第19条第4項において準用する火取法第17条第8項の規定による証明書再交付申請の受理及び再交付		○
	(4) 火取法第50条の2において準用する火取法第17条第1項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「譲渡府令」という。）第2条及び第3条第1項の規定による許可申請書の受理		○
	(5) 火取法第50条の2において準用する火取法第17条第4項の規定による許可証の交付		○
	(6) 火取法第50条の2において準用する火取法第17条第7項の規定による許可証記載事項変更の届出の受理及び書換え		○
	(7) 火取法第50条の2において準用する火取法第17条第8項の規定による再交付申請の受理及び再交付		○
	(8) 火取法第50条の2において準用する火取法第24条第1項の規定による輸入許可及び譲渡府令第9条第1項の規定による輸入許可申請書の受理		○
	(9) 火取法第50条の2において準用する火取法第24条第3項の規定による輸入届の受理		○
	(10) 火取法第50条の2において準用する火取法第25条第1項の消費許可及び譲渡府令第11条第1項の規定による消費許可申請書の受理		○
	(11) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「火取令」という。）第2条の規定による許可証の返納の受理		○
	(12) 火取令第3条の規定による証明書の返納の受理		○
	(13) 譲渡府令第8条の規定による譲渡許可証の記載欄用紙の追加交付の届出の受理及び交付		○
	(14) 譲渡府令第9条第3項の規定による輸入許可書の交付		○
	(15) 譲渡府令第9条第4項の規定による輸入許可書記載事項変更届の受理及び書換		○
	(16) 譲渡府令第11条第2項において準用する譲渡府令第9条第3項の規定による消費許可書の交付		○
	(17) 譲渡府令第11条第2項において準用する譲渡府令第9条第4項の規定による消費許可書の記載事項変更届の受理及び書換		○
	(18) 火薬類取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令（昭和41年		○

	京都府警察本部訓令第28号。以下「火取訓令」という。)第10条の規定による運搬計画書の受理及び届出人への返還		
	(19) 火取訓令第23条第2項の規定による立入検査実施後の報告の受理		○
生活経済	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第8条第1項の規定による契約者確認の要求	○	
少年警察	(1) 少年警察活動に関する訓令(平成15年京都府警察本部訓令第7号。以下「少年訓令」という。)第63条第1項の規定による少年補導に係る報告の受理		○
	(2) 少年訓令第73条の規定による少年事案の速報		○
	(3) 少年訓令第77条の規定による要保護少年に係る身上の照会		○
	(4) 少年訓令第78条第2項第3号及び第3項の規定による少年カードの送付又は保管		○
	(5) 少年訓令第80条第5項の規定による連戻着手報告書の謄本の交付		○
	(6) 少年警察活動に関する訓令の運用について(平成15.3.31:例規少第14号)の例規通達第2の2の(2)のオの規定による継続補導に係る報告の受理		○
	(7) 触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式の制定について(平成20.3.14:例規少第12号)の例規通達(以下「触法調査等様式通達」という。)に基づく鑑定嘱託書による嘱託		○
	(8) 触法調査等様式通達に基づく触法調査嘱託書による嘱託		○
	(9) 触法調査等様式通達に基づくぐ犯調査嘱託書による嘱託		○
	(10) 触法調査等様式通達に基づく触法調査関係事項照会書による照会		○
	(11) 触法調査等様式通達に基づくぐ犯調査関係事項依頼書による依頼		○
	(12) 触法調査等様式通達に基づく身上調査照会書による照会		○
	(13) 触法調査等様式通達に基づく身上調査依頼書による依頼		○
地域警察	(1) 電波法(昭和25年法律第131号)第60条の規定による無線業務日誌の処理		○
	(2) 地域警察運営に関する訓令(平成7年京都府警察本部訓令第1号)第13条の規定による活動計画の承認		○
	(3) 騎馬隊の運用要綱の制定について(平成6.2.8:6京地域第97号)の例規通達6の(1)の規定による騎馬隊の派遣要請		○
	(4) 京都府警察交番相談員運用要綱の制定について(平成6.4.1:6京地域第299号)の例規通達第12の規定による交番相談員月間勤務計画表の作成	○	
	(5) 京都府警察交番相談員運用要綱の制定についての例規通達第16の1の規定による交番相談員の取扱事項に係る報告の受理		○
	(6) 地域警察運営に関する訓令の運用について(平成7.1.18:	○	

	7京地域第5号。以下「地域運営例規」という。)の例規通達第4の5の(1)の規定による月間巡視計画の策定		
	(7) 地域運営例規第5の4の(1)の規定による巡回連絡の年間実施計画の策定		○
	(8) 警察通信に関する訓令の運用について(令和3.3.8:例規通指・装第5号)の例規通達第5の4の規定による無線通話処理簿の処理		○
捜査管理	(1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定による公務所又は公私の団体に対する照会		○
	(2) 犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第102条第2項に規定する被疑者その他の関係者に対する任意出頭の求め		○
犯罪手口資料	(1) 犯罪手口資料取扱規則(昭和57年国家公安委員会規則第1号)第8条の規定による手口記録の照会		○
	(2) 犯罪手口資料取扱規則第9条の規定による被害記録の照会		○
	(3) 犯罪手口資料の取扱いに関する訓令(昭和57年京都府警察本部訓令第6号。以下「犯罪手口資料訓令」という。)第10条の規定による刑事日報の作成の要請		○
	(4) 犯罪手口資料訓令第15条の規定による事件解決等の通報		○
	(5) 犯罪手口資料訓令第17条第1項、第2項及び第4項の規定による被害品に係る速報		○
犯罪鑑識	(1) 指掌紋取扱規則(平成9年国家公安委員会規則第13号)第3条の規定による指掌紋記録等の作成		○
	(2) 指掌紋取扱規則第4条第1項の規定による指掌紋記録等の送信		○
	(3) 指掌紋取扱規則第4条第2項の規定による指紋資料及び掌紋資料の送付		○
	(4) 指掌紋取扱規則第5条第1項の規定による処分結果記録の作成及び送信		○
	(5) 指掌紋取扱規則第6条第1項の規定による遺留指掌紋の照会		○
	(6) 指掌紋取扱規則第6条第5項並びに第7条第4項及び第5項後段の規定による遺留指掌紋に係る照会結果通知の受理		○
	(7) 指掌紋取扱規則第8条の規定による指名照会及び当該照会に係る回答の受理		○
	(8) 指掌紋取扱規則第9条第1項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る照会		○
	(9) 指掌紋取扱規則第9条第2項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る照会の依頼		○
	(10) 指掌紋取扱規則第9条第4項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る回答の受理		○
	(11) 指掌紋取扱規則第9条第5項の規定による被疑者の身上事項及び処分結果に係る通知の受理		○
	(12) 指掌紋取扱規則第10条第1項の規定による変死者等に係る指掌紋照会の依頼		○

	(13) 指掌紋取扱規則第10条第4項の規定による変死者等に係る指掌紋照会結果に係る通知の受理		○
	(14) 京都府鑑識技能検定に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第15号）第4条第2項の規定による鑑識技能検定の受検希望者に係る報告		○
	(15) 指掌紋の取扱いに関する訓令（平成12年京都府警察本部訓令第21号）第11条第2項の規定による現場指掌紋の廃棄		○
	(16) 指掌紋の取扱いに関する訓令第15条第1項の規定による事件解決の通報		○
	(17) 鑑識器材の整備と事務処理について（昭和34. 12. 2：4京鑑第973号）の例規通達1の規定による鑑識器材の異動通知（亡失した場合を除く。）		○
	(18) 警察犬の運用要領について（昭和49. 10. 2：9京鑑第1134号）の例規通達（以下「警察犬運用通達」という。）5の(1)の規定による警察犬の出動要請		○
	(19) 警察犬運用通達5の(4)の規定による現場保存		○
	(20) 警察犬運用通達6の(2)の規定による補助者の指定		○
	(21) 警察犬運用通達7の(1)及び(2)の規定による警察犬の使役状況に係る報告の受理		○
	(22) 足こん跡の取扱いについて（昭和54. 9. 26：4京鑑第941号）の例規通達第2の1の規定による足こん跡送付（対象結果通知）書の送付		○
	(23) 足こん跡の取扱いについての例規通達第3の3の規定による足こん跡送付（対象結果通知）書の受理		○
	(24) 足こん跡の取扱いについての例規通達第7の1の規定による遺留足跡に係る履物名称照会及び遺留されたその他のこん跡の名称等の照会		○
	(25) 足こん跡の取扱いについての例規通達第9の1の規定による被疑者足こん跡照会		○
	(26) 足こん跡の取扱いについての例規通達第10の1の規定による鑑定依頼書の作成及び送付		○
	(27) 足こん跡の取扱いについての例規通達第11の規定による事件解決の通報		○
	(28) 機動鑑識隊の運用要領について（昭和57. 2. 2：7京鑑第98号）の例規通達第8の規定による機動鑑識隊の出動要請		○
	(29) 機動鑑識隊の運用要領についての例規通達第10の規定による現場鑑識活動結果報告書の受理		○
	(30) 科学捜査研究所鑑定等処理要領の制定について（平成21. 12. 1：例規科捜第27号）の例規通達3の(1)の規定による鑑定囑託（ポリグラフ検査を除く。）		○
	(31) 科学捜査研究所鑑定等処理要領の制定についての例規通達6の規定による現場科学検査班の出動要請		○
保護対	京都府警察保護対策実施要綱の制定について（平成24. 12. 19：例規組二・総・務・生企・地域・刑企・交企・備一第26号）の例規通達第3の3の(1)の規定による保護対策責任者の指定		○

策			
安全運転管理者	(1) 道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「道交法」という。）第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任及び解任の届出の受理		○
	(2) 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）第12条の2第1項の規定による選任届出書の届出事項の変更の受理		○
	(3) 府規則第23条の4第1項の規定による受講届の受理		○
地域交通安全活動推進委員	(1) 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「推進委員規則」という。）第8条第1項の規定による地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）に対する講習の実施		○
	(2) 推進委員規則第9条の規定による推進委員に対する指導の実施		○
	(3) 地域交通安全活動推進委員制度の運営について（平成2. 12. 28：2京交企第1285号）の例規通達第2の1の(2)の規定による地域交通安全活動推進委員協議会に対する指導の実施		○
自動車運転代行業	(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業法」という。）第5条第1項の規定による認定申請書の受理		○
	(2) 代行業法第5条第2項の規定による認定の通知		○
	(3) 代行業法第8条第1項の規定による変更届出書の受理		○
	(4) 代行業法第9条第1項及び第2項の規定による廃業等の届出の受理		○
	(5) 代行業法第21条第1項の規定による警察職員に行わせる立入り、検査等の実施		○
交通規制	(1) 道交法第8条第2項の規定による通行を禁止されている道路における通行の許可		○
	(2) 道交法第45条第1項ただし書及び第49条の5の規定による駐車許可		○
	(3) 道交法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章申請書の受理及び高齢運転者等標章の交付		○
	(4) 道交法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章再交付申請書及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の再交付		○
	(5) 道交法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理		○
	(6) 道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「道交令」という。）第13条第1項の規定による緊急自動車（同項第1号及び第1号の2に掲げる自動車をいう。）の届出書の受理、第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出書の受理並びに府規則第6条の2及び第6条の4の規定による届出確認書の交付及び届出確認書の返納の受理		○
	(7) 災害対策基本法施行令第33条第1項（原子力災害対策特別措置		○

	法施行令（平成12年政令第 195号）第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第 275号）第39条の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両の確認		
	(8) 災害対策基本法施行令第33条第 3 項の規定による緊急通行車両の使用者に対する標章及び証明書の交付		○
	(9) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第 385号）第12条第 1 項の規定による緊急輸送車両の確認		○
	(10) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第 3 項の規定による緊急輸送車両の使用者に対する標章及び証明書の交付		○
	(11) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交規則」という。）第 6 条の 3 の 5 の規定による高齢運転者等標章記載事項変更届及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の交付		○
	(12) 府規則第 6 条第 4 項の規定による緊急自動車指定書再交付申請書の受理及び府規則第 6 条の 3 の規定による道路維持作業用自動車指定書再交付申請書の受理		○
	(13) 府規則第 6 条の 2 第 4 項の規定による緊急自動車届出確認書再交付申請書の受理及び府規則第 6 条の 4 の規定による道路維持作業用自動車届出確認書再交付申請書の受理		○
	(14) 府規則第 6 条の 5 第 3 項の規定による駐車禁止等の対象から除く車両（同条第 1 項第11号に掲げるものに限る。）の指定申請書の受理及び審査、標章の交付、当該標章使用上の制限の付与及び変更		○
	(15) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備管理要綱の制定について（昭和62. 6. 29：2京交企第 500号）の例規通達第 9 の規定による損傷事故発生時等の報告又は上申		○
制限外許可・道路使用許可	(1) 道交法第56条及び第57条第 3 項の規定による制限外許可		○
	(2) 道交法第77条第 1 項の規定による道路使用の許可		○
	(3) 道交法第80条第 1 項の規定による道路の管理者との協議		○
自動車保管場所	(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第 145号。以下「保管場所法」という。）第 4 条第 1 項の規定による自動車保管場所証明書の交付又は自動車保管場所証明の通知		○
	(2) 保管場所法第 6 条第 1 項（保管場所法第 7 条第 2 項（保管場所法第13条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第13条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による自動車保管場所標章の交付		○
	(3) 保管場所法第 6 条第 3 項（保管場所法第 7 条第 2 項（保管場所法第13条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第13条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による自動車保管場所標章の再交付		○

	(4) 保管場所法第5条、第7条第1項（保管場所法第13条第4項において準用する場合を含む。）又は第13条第3項の規定による自動車の保管場所等の届出の受理		○
	(5) 保管場所法第8条の規定による都道府県公安委員会への通知		○
	(6) 保管場所法第9条第2項の規定による自動車の運行供用制限書の交付及び標章の貼り付け		○
	(7) 保管場所法第9条第3項の規定による保管場所の申告の受理		○
	(8) 保管場所法第9条第4項の規定による保管場所の確認		○
	(9) 保管場所法第9条第5項の規定による保管場所の確認の通知及び標章の除去		○
	(10) 保管場所法第12条の規定による自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出要求		○
	(11) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第4条第2項又は第5条第3項の規定による保管場所標章番号通知書の交付		○
運転免許・試験	(1) 道交法第89条第1項の規定による運転免許（以下「免許」という。）の申請の受理及び運転免許試験（府規則別表第2に掲げる警察署における適性試験及び学科試験に限る。）の実施		○
	(2) 道交法第89条第2項の規定による質問票の交付		○
	(3) 道交法第91条の規定による条件の付与及び条件の変更		○
	(4) 道交法第91条の2第1項の規定による条件の付与及び条件の変更の申請の受理		○
	(5) 道交法第91条の2第2項の規定による条件の付与		○
	(6) 道交法第92条の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の交付		○
	(7) 道交法第93条第1項の規定による免許証の記載事項及び同条第2項の規定による免許の条件に係る事項の記載		○
	(8) 道交法第93条の2の規定による免許証の電磁的方法による記録		○
	(9) 道交法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届の受理及び免許証の変更に係る事項の記載		○
	(10) 道交法第94条第2項の規定による免許証の再交付申請書の受理及び免許証の再交付		○
	(11) 道交法第97条の2第2項の規定による運転免許試験の免除の拒否		○
	(12) 道交法第97条の2第4項の規定による運転免許試験の一部免除		○
	(13) 道交法第101条第1項の規定による免許証の更新申請書の受理		○
	(14) 道交法第101条第4項の規定による質問票の交付		○
	(15) 道交法第101条第5項の規定による適性検査の実施		○

(16) 道交法第 101条第 6 項の規定による免許証の更新		○
(17) 道交法第 101条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新の特例申請の受理		○
(18) 道交法第 101条の 2 第 2 項の規定による質問票の交付		○
(19) 道交法第 101条の 2 第 3 項の規定による適性検査の実施		○
(20) 道交法第 101条の 2 第 4 項の規定による免許証の更新		○
(21) 道交法第 101条の 4 第 4 項の規定による免許証の更新の拒否		○
(22) 道交法第 101条の 5 の規定による報告徴収		○
(23) 道交法第 101条の 6 第 1 項の規定による医師からの届出の受理		○
(24) 道交法第 102条第 5 項の規定による臨時適性検査の実施		○
(25) 道交法第 102条第 6 項の規定による臨時適性検査の通知		○
(26) 道交法第 102条第 7 項の規定による医師の診断書の受理		○
(27) 道交法第 104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消申請又は一部取消申請の受理		○
(28) 道交法第 104条の 4 第 3 項の規定による申出に係る免許証の交付		○
(29) 道交法第 104条の 4 第 5 項（道交法第 105条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書交付申請書の受理及び道交法第 104条の 4 第 6 項（道交法第 105条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付並びに道交規則第30条の13第 1 項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の受理		○
(30) 道交法第 107条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による免許証の返納の受理		○
(31) 道交法第 107条の 3 の 2 の規定による報告徴収		○
(32) 道交法第 107条の 7 第 2 項の規定による国外運転免許証の交付申請書の受理		○
(33) 道交法第 107条の 7 第 3 項の規定による国外運転免許証に係る自動車等の種類の指定及び国外運転免許証の交付		○
(34) 道交法第 107条の10第 1 項の規定による国外運転免許証の返納の受理		○
(35) 道交規則第18条の 5 の規定による限定解除審査の申請の受理		○
(36) 道交規則第30条の 9 第 4 項の規定による取消しに係る通知		○
(37) 道交規則第30条の12第 1 項の規定による運転経歴証明書記載事項変更届の受理及び運転経歴証明書の変更に係る事項の記載		○
(38) 道交規則第30条の14第 1 項の規定による運転経歴証明書の返納受理		○
(39) 府規則第14条の 3 の規定による運転免許に関する申請又は届出の受理		○

	(40) 府規則第23条の4第3項、第9項及び第14項の規定による受講申請書の受理		○
	(41) 府規則第24条の規定による運転免許証返納書の受理		○
	(42) 府規則第24条の2第1項の規定による審査の日時の指定		○
	(43) 交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について（平成9.5.29：9京試験第132号）の例規通達4の(1)の規定による死亡者確認通報票の作成及び送付		○
行政処分	(1) 道交法第103条の2第3項の規定による免許証の受理		○
	(2) 道交法第103条の2第4項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止通知書及び免許証の送付		○
	(3) 道交法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知		○
	(4) 道交法第104条の3第1項（道交法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付		○
	(5) 道交法第104条の3第5項（道交法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の返還		○
	(6) 道交法第107条第3項の規定による免許証の保管		○
	(7) 道交法第107条第4項の規定による免許証の返還		○
	(8) 道交法第107条の10第2項の規定による国外運転免許証の保管		○
	(9) 道交法第107条の10第3項の規定による国外運転免許証の返還		○
	(10) 府規則第23条の5の規定による停止処分者講習の日時場所の指定及び講習指定書の交付		○
	(11) 仮運転免許の取消し処分に関する事務の取扱要領について（昭和53.11.28：3京免許第1495号）の例規通達（以下「仮免許取消例規」という。）第3の1の規定による取消事案の即報		○
	(12) 仮免許取消例規第6の2の規定による仮運転免許の取消処分時における報告		○
	(13) 点数制度による行政処分等の事務処理要領について（平成4.8.21：4京免許第408号、4京試験第214号）の例規通達第2の2の規定による行政処分原票の作成、同3の規定による違反等登録票の作成並びに同5の規定による行政処分原票及び違反等登録票の送付		○
	(14) 行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管等に関する事務処理要綱の制定について（平成6.5.10：6京免許第207号、6京交指第295号）の例規通達第2の2の規定による出頭命令通知書等の送付		○
放置駐車関係	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第67条の2第2項の規定による道路管理者からの意見聴取に関する回答		○
	(2) 道交法第51条第5項の規定による違法駐車車両の移動		○
	(3) 道交法第51条第6項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による違法駐車車両の保管		○
	(4) 道交法第51条第7項（同条第22項において準用する場合を含む		○

	。) の規定による保管車両の使用者に対する告知		
	(5) 道交法第51条第8項の規定による保管車両の所有者に対する告知		○
	(6) 道交法第51条第9項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による保管車両の保管の場所等の公示	○	
	(7) 道交法第51条第10項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による公示内容等の公表	○	
	(8) 道交法第51条第12項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による保管車両の価額の評価及び売却代金の保管	○	
	(9) 道交法第51条第16項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による負担金の納付命令	○	
	(10) 道交法第51条第17項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による負担金の納付の督促	○	
	(11) 道交法第51条第18項（同条第22項において準用する場合を含む。）の規定による負担金等の徴収	○	
	(12) 道交法第51条第21項の規定による登録の嘱託		○
	(13) 道交法第51条の2第1項の規定による報告又は資料の提出の要求		○
	(14) 道交法第51条の2第2項の規定による照会又は協力の要求		○
	(15) 道交令第14条の8の規定による保管車両の返還		○
	(16) 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第2条第1項の規定による登録に係る申請書の受理		○
	(17) 委託規則第2条第3項において準用する同条第1項の規定による登録の更新に係る申請書の受理		○
	(18) 委託規則第7条の規定による駐車監視員資格者講習受講申込書の受理		○
	(19) 委託規則第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証交付申請書の受理		○
	(20) 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証書換え交付申請書の受理		○
	(21) 委託規則第13条第1項の規定による資料の提示又は提出の要求		○
	(22) 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証再交付申請書の受理		○
	(23) 京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第14号。以下「確認事務規則」という。）第12条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の返納の受理		○
	(24) 確認事務規則第14条第4項の規定による駐車監視員資格者証の返納の受理		○
反則	(1) 道交令第52条第3項及び第5項並びに第52条の2の規定による納付書の交付等		○

通告	(2) 交通反則通告制度の実施について（昭和43. 6. 15：3京交指第252号、3京交企第336号、3京免許第217号、3京外勤第238号）の例規通達第17の2の(10)のイの規定による交付嘱託を受けた場合の措置		○
交通指導取締り	(1) 道交法第75条第9項（道交法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による車両の使用制限書の交付及び標章の貼り付け		○
	(2) 道交法第75条第10項（道交法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による標章除去申請書の受理及び標章の除去		○
	(3) 道路交通法第108条の34の規定による使用者に対する通知の事務処理について（昭和36. 7. 21：6京交一第1269号）の例規通達2の規定による使用者に対する通知を必要とする事案の報告		○
	(4) 交通取締りに関する訓令の運用について（昭和43. 1. 1：3京交指第1号、3京交企第1号、3京外勤第1号）の例規通達に基づく交通指導報告書（自転車用を含む。）による報告		○
	(5) 自動車の使用制限等に関する事務取扱要領について（昭和54. 12. 27：4京交企第601号）の例規通達第2の5の(1)、同7及び同8の規定による指示書の交付		○
	(6) 速度違反自動監視装置等の管理、運用等について（平成14. 9. 18：例規交指第24号）の例規通達第5の2の(5)のアの(イ)及び第6の3の(2)の規定による捜査嘱託書に係る回答書の作成及び送付		○
	(7) 信号無視抑止システムの管理、運用等について（平成16. 9. 8：例規交指第34号）の例規通達第6の2の(5)のアの(イ)の規定による捜査嘱託に係る回答書の作成及び送付		○
	(8) 警察情報管理システムによる交通捜査手配実施要領の制定について（平成25. 12. 10：例規交指・交捜・試験第40号）の例規通達第3の1に規定する交通捜査手配の依頼		○
事故捜査	(1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の運用について（昭和43. 2. 2：3京交指第43号、3京交企第51号）の例規通達2の(3)のアの規定による通報書の作成及び送付		○
	(2) 物件事故の取扱要領について（昭和44. 11. 21：4京交指第513号、4京交企第701号、4京外勤第343号）の例規通達第5の4の規定による物件事故に係る報告の受理（同例規通達第2の1の(2)の規定により現場見分を実施した場合を除く。）		○
	(3) 自動車安全運転センターの行う交通事故証明、累積点数通知及び運転経歴証明の業務に関する資料の提供等について（昭和50. 12. 22：50京交企第738号、50京交指第632号、50京免許第640号）の例規通達第3の6の規定による事故証明資料の提供		○
	(4) 交通事件指定捜査員制度の運用について（平成11. 3. 1：1京交指第114号）の例規通達4の(1)の規定による指定の解除の上申		○
	(5) 三次元レーザー計測図化システムの運用について（令和4. 10. 20：例規交捜第27号）の例規通達6の(1)のアの(6の(3)において準用する場合を含む。）の規定による派遣の要請		○
	(6) 三次元レーザー計測図化システムの運用について（令和4. 10. 20：例規交捜第27号）の例規通達6の(2)のイ(6の(3)にお		○

	いて準用する場合を含む。)の規定による図面等の受理		
	(7) 三次元レーザー計測図化システムの運用について(令和4.10.20:例規交捜第27号)の例規通達6の(3)の規定による道路原図の受理		○
警備警察	(1) 警備実施に関する訓令(昭和46年京都府警察本部訓令第4号)第17条第1項の規定による基礎調査資料の作成		○
	(2) 警察用航空機の運用等に関する訓令(平成11年京都府警察本部訓令第8号)第18条第1項の規定による航空機の支援の要請		○

- 注 1 課長の配置のない警察署にあつては、主務課長を副署長とする。
- 2 留置管理の項において、専決者として定めている主務課長については、留置訓令第5条第2項で規定する留置主任官と読み替えるものとする。